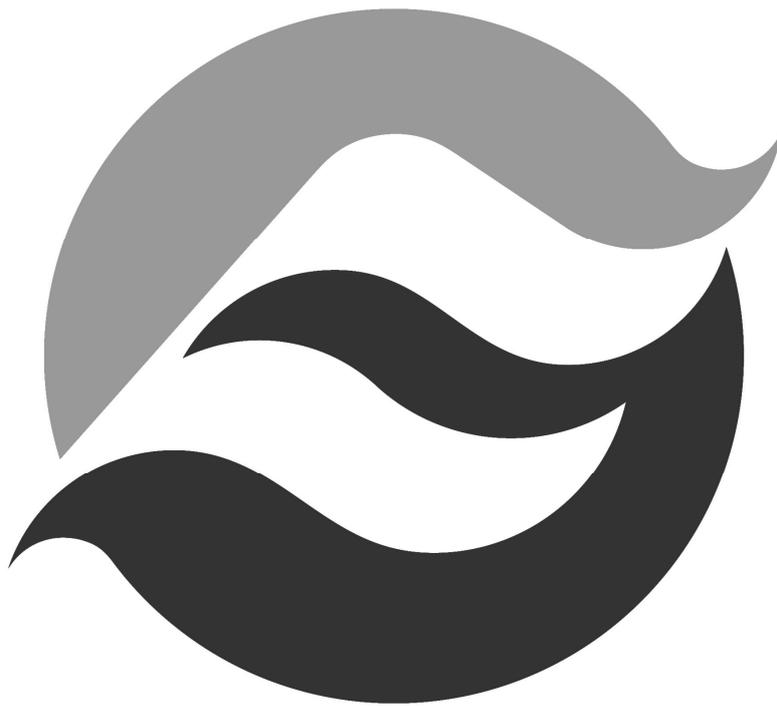


富士川町

中学校運動部活動ガイドライン



平成 30 年 4 月

富士川町教育委員会

## 目 次

1	ガイドライン策定の趣旨等	2
2	適切な運営のための体制整備	2
3	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	4
4	適切な休養日等の設定	6
5	参加する大会や練習試合等の見直し	7
6	その他	7

### はじめに

中学校の部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたって、スポーツや文化などに興味と関心をもった同好の生徒が、顧問をはじめとした関係者の指導のもと、体力の向上や健康の増進、技能・技術の向上を図ることのできる自発的・自主的に行う教育活動であります。

また、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができるなど、部活動は、生徒の生きる力を育むことにおいて、計り知れない大きな役割を果たしてきております。

しかしながら、子供たちの教育環境を取り巻く状況も変化し、近年では、運動部、文化部を問わず、適切な休養を伴わない活動による授業への影響をはじめ、スポーツ障害の懸念や専門的な指導力を持った顧問の不足、連日または長時間にわたる活動が教員の長時間労働や多忙化につながっていることなど、解消すべき新たな課題にも直面しています。

このような現状や課題を踏まえ、各校では、部活動の現状における課題解決を目指すために、持続可能な中学校の部活動のあり方を共有し、各校において教育活動の一環として適切に行われるよう、「富士川町中学校運動部活動ガイドライン」を策定しました。

各校におかれましては、このガイドラインを踏まえ、学校教育目標や目指す生徒像の実現に向けて、全教職員で部活動のあり方などについての必要な検討や見直し、創意工夫などを進め、それぞれの特色を活かした適切で効果的な指導を行うことにより部活動が一層充実し、生徒の健やかな成長に寄与することを期待します。

平成30年4月

富士川町教育委員会 教育長 野 中 正 人

## 1 ガイドライン策定の趣旨等

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとして、学校教育の一環として行われている。

また、部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、大きな教育的意義を有するものとして、各学校において活動が行われている。

しかし、社会・経済の変化等に伴い、教育等に関わる課題は複雑化・多様化し、子供たちの教育環境を取り巻く状況も大きく変化しており、部活動についても、部活動指導が教員の長時間労働につながっていることや、適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動による授業への影響やスポーツ障害の懸念など、様々な課題が指摘されている。

こうしたことから、運動部活動については、少子化が進展する中、将来においても、全国の生徒が生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として運動部活動を持続可能なものとし、ニーズに応じた活動ができるよう、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「スポーツ庁ガイドライン」という。）を策定し、これを踏まえた活動方針の策定を、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会等に求めた。

また、県教育委員会では、平成29年3月に「教員の多忙化改善に関する取組方針」を策定し、部活動指導の負担軽減を図るため、部活動の適切な休養日の設定や外部人材の活用促進などの改善方策を講ずるとともに、県としての部活動指導に関するガイドラインを策定することとし、平成30年3月に中学校、高等学校及び特別支援学校を対象に「やまなし運動部活動ガイドライン」を策定した。

このようなことから、富士川町教育委員会では、管内中学校を対象とし、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、町教育委員会と学校における体制整備等を推進するため、「富士川町中学校運動部活動ガイドライン」を策定する。

本ガイドラインに沿って、学校、運動部顧問教員及び部活動指導員（以下「運動部顧問」という。）が、運動部活動での運営や具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善を進め、それぞれ学校の特色を生かした取組を行うことにより、運動部活動を一層充実させていく必要がある。

## 2 適切な運営のための体制整備

### （1）運動部活動の方針の策定等

校長及び運動部顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、

以下の点に取り組む。

- ◆ 校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドラインに則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆ 運動部顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

[公表する場の設定例]

- P T A 総会等で学校経営方針とともに、運動部活動に係る活動方針を説明する。
- 学校の運動部活動に係る活動方針をホームページ等へ掲載する。
- 授業参観や学級懇談会など、全校の保護者が集まる機会に、運動部活動毎の懇談会等を設定して、活動計画について説明を行い、保護者への理解と協力を求める。

「運動部活動に係る活動方針」記載事項（例）

目的   活動日及び活動時間   設置部活動

運動部の顧問（教員、部活動指導員、外部指導者）

休養日

## （２）指導・運営に係る体制の構築

- ① 教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ② 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を任用して学校に配置することとし、部活動指導員の任用・配置をした場合は、定期的に研修を行う。
- ③ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、運動部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部活動を設置する。
- ④ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。
- ⑤ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑥ 教育委員会及び校長は、教員の適切な部活動指導の観点から、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

- ⑦ 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、地域におけるスポーツ環境整備を進める。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たり、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (2) 運動部顧問及び外部指導者（以下「運動部顧問等」という。）は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 運動部顧問等は、適切な健康管理を行い、専門的見地を有する保健体育担当教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## ◆指導する際の留意点

### (1) 安全対策の徹底

運動部顧問等は、自身はもとより生徒の安全意識を高め、日頃から事故を未然に防ぐことができるように施設・設備・用具の点検や、安全確認の習慣化を図り、健康や環境に十分に留意して活動に取り組む。

### (2) 体罰等の根絶

体罰は、学校教育法第11条において禁じられている。校長、運動部顧問等及び学校関係者は、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを根絶する取組を徹底する。また、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように指導することが必要である。

[◆体罰等と考えられる例]

- ・言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、長時間ランニングをさせる。

### (3) スポーツ障害・バーンアウトの予防

運動部顧問等は、短期的な成果のみを求める活動によって、生徒の将来にまで深刻な影響を与える場合があることを十分に認識する。また、練習のねらいを明確にし、短時間で達成感を味わうことができる活動となるよう工夫する。

### (4) 科学的トレーニング

運動部顧問等は、自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、スポーツ医・科学の研究成果を積極的に取り入れ、指導場面で活用することが重要である。その際は、指導する対象生徒の発育・発達段階を踏まえて適切に行う。

### (5) 女子特有の健康問題への正しい理解

思春期女子特有の健康問題には、月経関連疾患がある。特に、「運動性無月経」は、運動量に見合った食事が摂れていないことで起こる。

「無月経」になると女性ホルモンが低下し、疲労骨折のリスクが高まるため、運動部顧問等は、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。

[◆運動性無月経になっている女子生徒への対応]

- ・減少した体重を回復させる。
- ・運動量に合った食事を摂らせる。など

## 4 適切な休養日等の設定

(1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究(※1)も踏まえ、以下の基準とする。

- ◆ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(教育内大会(※2)4週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。)
- ◆ 生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

[◇留意点]

- ・ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。
- ・ 「きずなの日」は休養日とし、教員と生徒がふれあう時間を創出する。
- ・ 定期試験前後の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

[◆休養日等の設定例]

- ・ 土曜日及び日曜日に教育内大会へ出場するため、翌週に休養日を設定する。
- ・ 夏季休業中は、5日間の長期休養期間を設定する。

(2) 校長は、2(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、スポーツ庁ガイドラインを踏まえるとともに、県及び町が策定したガイドラインの方針に則り、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

※1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※2 教育内大会とは、「教員特殊業務手当の運用について(通知)」(教福第1827号平成27年3月)別表

第2及び3に示されている大会等。

## 5 参加する大会や練習試合等の見直し

- (1) 教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等開催されている様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、必要に応じて大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- (2) 校長及び運動部顧問は、教育内大会以外の大会や練習試合等について、次により見直しを行う。

- ◆ 校長は、生徒の教育的意義、生徒や運動部顧問、保護者の負担等が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ◆ 運動部顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動が、メリハリのついた活動となるよう、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置付ける。

- (3) 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれないことがないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組を推進する。
- (4) 校長は、部活動の統合や休部・廃部を検討する場合には、所属する生徒やその保護者に対して、議論の過程や検討結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。

## 6 その他

- ・本ガイドラインは、平成30年4月1日から適用する。
- ・本ガイドラインは、運動部活動を取り巻く社会情勢や住民意識の変化等の諸環境の変化を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

なお、5(1)の学校の運動部が参加する大会等については、学校における運動部活動が持続可能なものとなるよう、国等の動向、各学校が参加する大会等の全体像及び教育的意義、運動部活動に対するニーズなどを踏まえ、その在り方を検討し、大会数の上限の目安等を定めるものとする。